

患者の皆様へのご案内

独立行政法人国立病院機構岩手病院特定行為研修について

独立行政法人国立病院機構岩手病院は、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号及び第4号に則り、厚生労働大臣に指定された特定行為研修の指定研修機関（指定研修機関番号：2103002）です。当院において、特定行為が実践できる看護師の育成（実習）を行って参りますので、皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 特定行為とは

看護師は従来、医師の指示のもと注射などの診療の補助（医療行為）を行ってきました。昨今の医療の高度化、複雑化が進む中で、チーム医療の一員として看護師の役割拡大が求められ、より高度な診療の補助（医療行為）の実践が期待されるようになりました。特定行為は、診療の補助（医療行為）であって、医師の指示（手順書）のもとに実施しますが、これを実施する看護師には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされます。

2. 特定行為研修とは

特定行為が実践できる看護師を育成するために、厚生労働省が定めた要件（指導体制、医療安全体制等）を満たした指定研修機関で行われる研修です。安全で安心な特定行為が実践できるようになるためには、知識はもとより技能の習得が不可欠であり、この技能は実習でしか養うことはできません。臨床での実習の前には、実技試験を行い合格することが求められており、医療安全体制には万全を期して行います。

指導者は、臨床経験が豊富で医療者の教育経験のある医師や薬剤師、専門性の高い看護実践能力をもつ看護師となります。特定行為の実習を行う場合、指導者あるいは主治医から事前の説明を行い、同意をいただきます。同意がいただけない場合も、その後の診療にはなんら不利益は生じませんのでご安心ください。

3. 当院で実施する特定行為区分について

当院では、「呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連」および「ろう孔管理関連」を実施しております。

特定行為・特定行為研修について、ご質問やご意見がある場合、遠慮なく病院職員にお申し付けください。また、院内の医療相談窓口でもご質問やご意見をお受けしておりますのでご利用ください。